

平成 14 年 7 月 18 日

商務情報政策局 情報通信機器課 環境リサイクル室

家庭系使用済パソコンの回収・リサイクルについて

1. 経緯

- 平成 12 年 12 月 産業構造審議会パソコン 3 R 分科会（環境省パソコン等リサイクル検討会との合同開催）において「家庭系パソコンについては、回収の実効性を高めるための方策について販売時の料金徴収等を含めた検討を行い、平成 14 年度中を目途に適切な方策を導入する」との報告書取りまとめ。
- 平成 13 年 7 月
～ 14 年 2 月 産業構造審議会パソコン 3 R W G（環境省パソコンリサイクル検討会との合同開催）を設置。合同会合を 6 回開催し、家庭系パソコンの適切な回収・リサイクルの方法について検討。
- 平成 14 年 5 月 合同会合の報告書とりまとめ。家庭系パソコンの回収・リサイクル制度は、概ね 2. のとおり。

事業系パソコンについては、家庭系パソコンに先行して、平成 13 年 4 月より、資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカー等に回収・リサイクルが義務付けられ、産業廃棄物として排出時排出者負担の慣行が定着していることを踏まえ、回収・リサイクルの取組が進められている。

2. 家庭系パソコン回収・リサイクル制度の概要

(1) 制度の枠組

事業系パソコンと同じく資源有効利用促進法に基づき、製造業者及び輸入販売業者に回収・リサイクルを義務付け。

(2) 回収及びリサイクルの方法

メーカー等が指定回収場所を設置

指定回収場所に持ち込まれたパソコンをメーカー等が引取り

引き取ったパソコンをメーカー等が基準に従ってリサイクル

リサイクル率	〔	デスクトップ本体	: 50 %
		ノートブック	: 20 %
		ディスプレイ	: 55 %

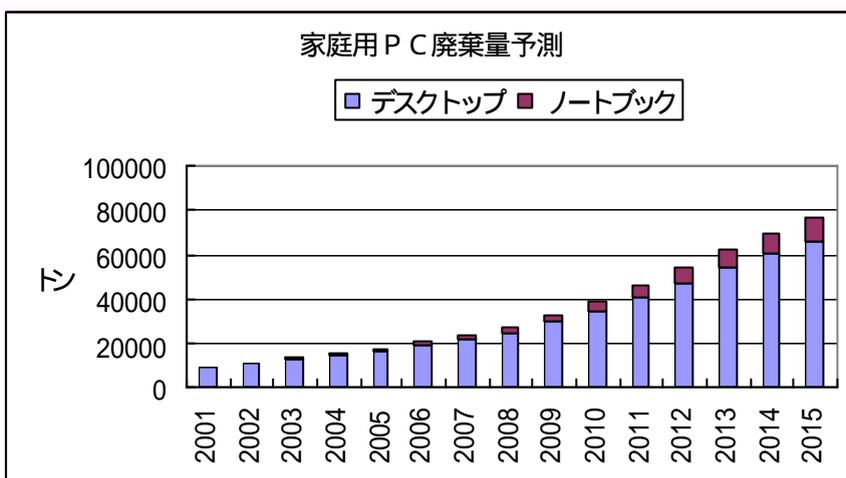
指定回収場所への持ち込みに加え、メーカー等が宅配便を活用した家庭からの回収サービスを適切な費用で提供（消費者の利便性に配慮）

現状で、家電 4 品目と異なり小売店による配達は行われておらず、デスクトップで約半分、ノートブックで約 7 割が持ち帰り、それ以外の場合でも宅配便で配達。

(3)費用負担方法

制度実施後に販売されるパソコンのリサイクル費用負担時期はパソコン販売時

パソコンは配達商品である家電4品目と異なり、小型軽量で消費者が持ち運びしやすいため、回収の実効性を確保するために排出時には消費者の費用負担を求めない方法を採用。制度実施後に販売されるパソコンのリサイクル費用は販売価格に含め、当該製品が排出された時はリサイクル費用無償で引き取りリサイクルする。これにより、廃棄量が増大する将来において高い実効性を期待。



制度実施前に販売したパソコン（既販品）は排出時負担で対応し、メーカー等は利便性の高い回収システム、自治体との連携・協力、販売促進策を利用した回収促進策を検討。

費用負担が行われていないため。なお、既販品の排出量は1万トン程度と少ない。

3. 取組の状況

(1) 施行準備

- ・ 制度の詳細な検討
- ・ メーカー、販売店、自治体等の関係者による調整
- ・ 資源有効利用促進法の関係省令改正
- ・ 指定回収場所やリサイクル施設の整備等の具体的な実施準備
- ・ 廃棄物処理法に基づく環境大臣による広域指定¹
- ・ 消費者への普及啓発活動

1：適切な回収・再資源化が見込まれるものとして、資源有効利用促進法による経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けたメーカー等に対して、広域的な収集運搬、処分を実施する際に必要な許可を不要とする指定制度

(2) 可能な限り早期に施行準備を行い、速やかに回収・リサイクルを開始

：家電リサイクルの場合、準備に2年9か月を要したが、家庭系パソコンについては関係者間の協力、効率的な事務処理等により、1年半程度で実施可能とすべく努力。